

大阪府印刷工業組合 会員みなさまに

トータルリスク対策のご案内

会員企業さまの安定的な繁栄に向け、さまざまなリスクからトータルにお守りするためのプランをご用意しています。

Rタイプ

無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)

死亡・所定の高度障がいに対する保障を目的としたシンプルな保険です。

当面必要な保障を重視した更新型(5年・10年)です。

【保険料例】 死亡・高度障がい保険金: 5,000万円、保険期間・保険料払込期間: 10年 (主契約のみ)

契約年齢 (男性)	A 団体月払保険料 (大阪府印刷工業組合の会員 企業向け)	B 【参考】口座振替月払保険料 (一般企業向け)	A-B 【参考】月間差額	(A-B) × 12 【参考】年間差額
40歳	11,550円	11,800円	▲ 250円	▲ 3,000円
50歳	22,900円	23,300円	▲ 400円	▲ 4,800円
60歳	55,250円	56,250円	▲ 1,000円	▲ 12,000円

Lタイプ α

無配当歳満期定期保険
(解約払戻金抑制割合指定型)

「保険金額」「保険期間」「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドできる保険です。
経営者さまの多様な保障ニーズにお応えできます。

【保険料例】 死亡・高度障がい保険金: 5,000万円、保険期間・保険料払込期間: 90歳 (主契約のみ)
保険料と解約払戻金のバランスがとれたプラン

契約年齢 (男性)	A 団体月払保険料 (大阪府印刷工業組合の会員 企業向け)	B 【参考】口座振替月払保険料 (一般企業向け)	A-B 【参考】月間差額	(A-B) × 12 【参考】年間差額
40歳	56,140円 [61.0%]	57,185円 [61.0%]	▲ 1,045円	▲ 12,540円
50歳	85,817円 [52.4%]	87,388円 [52.4%]	▲ 1,571円	▲ 18,852円
60歳	139,778円 [38.2%]	142,271円 [38.2%]	▲ 2,493円	▲ 29,916円

※[]内は解約払戻金抑制割合

Jタイプ

(無解約払戻金・無死亡給付金型)
無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による所定の状態を保障する保険です。

保険期間は、更新型(5年・10年)・歳満期型から選択いただけます。

【保険料例】 重大疾病保険金: 3,000万円、保険期間・保険料払込期間: 10年 (主契約のみ)

契約年齢 (男性)	A 団体月払保険料 (大阪府印刷工業組合の会員 企業向け)	B 【参考】口座振替月払保険料 (一般企業向け)	A-B 【参考】月間差額	(A-B) × 12 【参考】年間差額
40歳	17,010円	17,310円	▲ 300円	▲ 3,600円
50歳	40,470円	41,190円	▲ 720円	▲ 8,640円
60歳	92,910円	94,530円	▲ 1,620円	▲ 19,440円

●Rタイプ[無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)]

お亡くなりになった場合、死亡保険金をお支払いします。また、所定の高度障がい状態になられた場合、死亡保険金と同額の高度障がい保険金をお支払いします。

※この保険には、解約払戻金・満期保険金・配当金はありません。

●Lタイプα[無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)]

お亡くなりになった場合、死亡保険金をお支払いします。また、所定の高度障がい状態になられた場合、死亡保険金と同額の高度障がい保険金をお支払いします。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※解約払戻金は解約払戻金抑制割合(*)を指定することで抑制され、100%に設定した場合、解約払戻金はゼロとなります。また、解約払戻金抑制割合は保険期間中に変更することはできません。

*解約払戻金抑制割合とは、解約払戻金を抑制する割合のことをいい、0~100%の間で設定できます。

(契約年齢・保険期間により一部指定できる割合の範囲が異なります。)

●Jタイプ(無解約払戻金・無死亡給付金型)[無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)]

所定の重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金をお支払いします。

※この保険には、高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金・満期保険金・配当金はありません。

※「がんの給付責任開始の日」は、「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日です。

※重大疾病保険金の支払対象となる「重大疾病」とは、約款所定の疾病をあらわすものであり、一般的に重篤とされるすべての疾病を含むものではありません。

◎更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢や保険料率で計算され、更新前に比べて通常高くなります。(更新型商品の場合)

◎解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。(解約払戻金がある場合)

◎団体月払保険料: 契約者が所定の加入資格を満たした場合、団体料率が適用され保険料が割安となります。ただし、加入資格を喪失された場合、契約は継続いただけますが、保険料が引上げられること等があります。

◎この資料は、2023年2月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この資料は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありませんので、あくまで参考情報としてご覧ください。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

<引受保険会社>

 大同生命保険株式会社

本社(大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
<https://www.daido-life.co.jp/>

<お問い合わせ先>